

1. SDGs推進円卓会議への参加

- 平成27年9月のSDGs (Sustainable Development Goals) 採択の国連サミットにて、総理演説でGPIFのPRI署名に言及。平成28年9月に発足したSDGs推進円卓会議に高橋理事長が参加。

2. 責任投資原則協会 (PRI Association) 理事会への参加

- GPIFでは、平成27年9月に責任投資原則 (PRI) に署名。今後スチュワードシップ活動を推進していく上で、先進事例の知見を得ること等のメリットを期待。平成28年9月、PRIを推進する責任投資原則協会 (PRI Association) の理事に水野理事が立候補し、選任。任期は平成29年1月～平成31年12月までの3年間。 (別紙1)

3. ESG要素を考慮した指数の公募

- ESG要素を考慮した国内株式のパッシブ運用の実現可能性を探るため、ESGの効果による中長期的なリスク低減や超過収益の獲得の効果を取り込んだ指数を公募。応募内容を踏まえ、ESG要素を考慮した投資のあり方を運用委員会で検討・議論。

4. 企業・アセットオーナーフォーラム／グローバル・アセットオーナーフォーラムの開催

- スチュワードシップ活動をより適切に行うことができるよう、対象となる企業や海外の公的年金基金との継続的な意見交換の場を設置。9月1日開催の「第1回 企業・アセットオーナーフォーラム」に続き、11月14日に「第1回 グローバル・アセットオーナーフォーラム」を開催。 (別紙2)

5. 30% Club、及び30% Coalitionへの加盟

- 海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進 (ダイバーシティー推進) の取組みについて情報を収集するために、英国の30% Club及び米国の30% Coalitionに加盟。

＜投資原則協会(PRI Association)理事会＞

- 構成: 理事長1名、理事10名 (Asset Owner7名、Investment Manager2名、Service Provider1名)
- 任期: 3年
- 回数: 平成29年は年間4回の開催が予定されており、3回以上の出席が求められる
- 理事出身機関(平成29年1月～): (AO) GPIF、AP2、Hesta Superfund、ABP、PREVI、CalPERS、GEPF、(IM) Newton Investment Management、Boston Common、(SP) Vigeo Eiris

(ご参考) 上記以外のPRIに関する取組み

＜Asset Owner Advisory Committeeへの参加＞

平成28年1月より水野理事が参加。Asset Owner Advisory Committeeは、平成27年～平成30年までのPRIの戦略プランを実現するための委員会であり、「ESGに対する意識からインパクトへ」を目的とし、「署名機関の増加」、「責任投資の浸透」などを達成するための手段を推進。

- 構成: 委員長1名 (ABP)、委員10～12名 (全てAsset Owner)
- 任期: 3年
- 回数: 年間最低3回の出席 (電話会議含む)
- メンバー出身機関: GPIF、ABP、CalSTRS、Nathan Cummings Foundation、FMO、OPSEU Pension Trust、Caisse de dépôt et placement du Québec、Allianz、AustralianSuper、University of California、Bâtirente、Church of Sweden、Univest Company、Environment Agency Pension Fund

＜SDGs Advisory Committeeにオブザーバーとして参加(平成28年12月～)＞

PRIは6原則を通じた現実社会への貢献増大を企図しており、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」について、今後のPRIとしての関わり方やPRI署名機関の投資活動との関連性、整合性についての議論を通じてPRI執行部にアドバイスを行うことを目的としている。

- 構成: 共同委員長2名 (CalPERS、APG)、全23機関 (Asset Owner8機関、Investment Manager5機関、Service Provider他10機関)
*Committeeの目的からメンバーは幅広い知見と地域をカバーすることが望ましいと考えられ、PRI非署名機関も含まれる。
- 任期: 2年
- 回数: 年間最低3回の出席 (電話会議含む)
- メンバー出身機関: (AO) GPIF、AIMCO、AP2、APG、CalPERS、Cbus、PGGM、Swedfund、(IM) Aviva、PIMCO、Saron、Walden Asset Management、Western Asset Management、(SP他) Bovespa、eRevalue、Hauser Centre Harvard、Pension Consulting、Solaron、UNGC、(非署名機関) PWC、ShareAction、UBS、(未定) 中東アフリカ地域から1機関

(今後の予定) ＜レポートニング及びアセスメント(毎年1月～3月)＞

レポートニング及びアセスメントはPRI及び署名機関の活動に関する説明責任を確実にし、年次の評価をするもの。

第 1 回 グローバル・アセットオーナーフォーラムの概要

1. 開催日時

2016 年（平成 28 年）11 月 14 日（月）午後 2 時～4 時

2. 参加アセットオーナー（*は共同幹事）

Government Pension Investment Fund (GPIF) * – 日本

California Public Employees' Retirement System (CalPERS)* – 米国

California State Teachers' Retirement System (CalSTRS) * – 米国

Ontario Teachers' Pension Plan (OTPP) – カナダ

British Columbia Investment Management Corporation (bcIMC) – カナダ

Norges Bank Investment Management (NBIM) – ノルウェー

APG Asset Management – オランダ

PGGM – オランダ

Andra AP-fonden (AP2) – スウェーデン

Établissement de Retraite Additionnelle de la Fonction Publique (ERAFP) – フランス

RPMI Railpen – 英国

USS Investment Management Limited – 英国

Commonwealth Superannuation Corporation – オーストラリア

3. 本フォーラムの目的

- ・海外公的年金と環境・社会・ガバナンス（ESG）について意見交換
- ・アセットオーナーとアセットマネージャーの利害の一致を図るベストプラクティスの共有

4. 本フォーラムにおける主な発言（サマリー）

はじめに、今回のフォーラムのホストである GPIF より、過去 1 年間のスチュワードシップ推進活動について説明。参加者からは特に以下の取組みについて関心が寄せられた。

- ・機関投資家のスチュワードシップ活動に関する状況
- ・企業向けアンケート実施
- ・企業・アセットオーナーフォーラム開催
- ・国内株式を対象とした環境・社会・ガバナンス（ESG）指数の公募
- ・英国 30% Club 及び米国 Thirty Percent Coalition への加盟
- ・委託先運用機関へのエンゲージメント
- ・GPIF の運用委託先が選ぶ優れた「統合報告書」と「コーポレートガバナンス報告書」

また、金融庁のスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議で出された「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動の

あり方～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（３））」にも参加アセットオーナーから関心が寄せられ、賛同する意見が聞かれた。

○投資判断に ESG の要素を効果的に組み込むには、アセットオーナーとアセットマネージャーの利益が一致していることは極めて重要である。

アセットオーナーとアセットマネージャーの利益一致を進めるには、運用委託手数料に長期の運用成績が反映されるようにする必要がある。つまり、アセットマネージャーの手数料体系は、四半期の結果を過度に重視するようなショートターミズムを抑制するものが望ましい。

アセットマネージャーへの要望として、投資先企業に最適なコーポレートガバナンスを求めると同時に、ショートターミズムに走らない受託者としてあるべきガバナンスやアセットオーナーの長期投資の目的に適うような役員報酬体系を強く求める。短期志向の役員報酬は長期の価値創造を第一とするアセットオーナーの利益にそぐわない。

○ESG に関する問題およびエンゲージメントの世界的な潮流として、これまで以上に気候変動リスク、人権、健康、サプライチェーンを含む安全性が注目されている。特に、気候変動リスクは世界の金融市場において最も重大な課題であり、これら最新の ESG 課題に対してどのような取り組み方が最も良いかの知見と経験を共有していくことはアセットオーナーにとって不可欠である。

また、投資先企業およびアセットマネージャーの取締役会において、ジェンダー（性別）を含むダイバーシティ推進も重要と考えている。

○ESG 課題に関して投資先企業へエンゲージメントすることは、長期的に見て ESG へのよい取り組みを促す手段である。また、アセットオーナーとアセットマネージャーにとっても、ESG のベストプラクティスを十分に取り入れた投資先企業の挑戦を学ぶ良い機会でもある。

○グローバルアセットオーナーとして、パッシブ運用で保有している投資先企業の ESG 課題を考慮することは、パッシブ運用のアセットマネージャーの果たすべき重要な役割と見ており、ESG 方針の採用やその実施度合いを測る基準の策定を働きかけていく。

○議決権行使は受託者責任を果たす上で重要である。アセットマネージャーには議決権行使を通じて投資先企業が長期に ESG 目標を達成できるように促していく。

○企業の ESG の取り組みを評価するものとして ESG レーティングがあり、企業にはこれも活用して、投資家が求めている ESG 情報は何なのか、既に関示されている情報が如何に評価されているのかを知ってもらいたい。企業が ESG の取り組みを全て開示していないことも多い。まだ最終的な結論を出すには早い、ESG をテーマにしたインデックスをベースにしたパッシブ運用は、ポートフォリオ構築時の ESG 指標の使用実現性を評価する良い基準になるのではないか。

○投資に関係した訴訟や集団訴訟（クラスアクション）が注目を集めているが、その範囲やグローバル性を鑑みて、各アセットオーナーが有する知見を共有し活用するために法律関係のネットワークを作ること検討する。これは訴訟コストの低減にも寄与すると思われる。また、調査研究についても共同で活用できるような仕組みを検討したい。

なお、参加アセットオーナーから本フォーラムの議事について、発言者が特定されないかたちで、議論のテーマや概要などを公開してはどうかという提案があり、全参加メンバーが賛同したため、概要を公開することとする。

以上